

規制の事前評価書

1 規制の名称

準暴力的要求行為の規制の拡大

2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成24年2月

(2) 分析対象期間

平成20年8月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

ア 近年、指定暴力団員による資金獲得行為は更に巧妙化し、準暴力的要求行為を行う意思を有するとみられる者に対してその者が準暴力的要求行為をするために指定暴力団等の威力を示すことを承諾したり、指定暴力団等の威力を用いることについてあらかじめ意を通じているとみられる配下の周辺者による準暴力的要求行為を承認するといった方法で、これらの者による準暴力的要求行為を助け、実質的にこれらの者に準暴力的要求行為を行わせて資金獲得を図るといった実態がみられるようになっている。しかし、現行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)においては、指定暴力団員による準暴力的要求行為への関与行為については、準暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し又は唆すことが禁止されるにとどまっており、上記のような準暴力的要求行為を十分に抑止できていない。

こうした状況に対処するため、指定暴力団員が、人が当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けることを禁止する必要がある。

イ 一方、近年、暴力団側は、社会における暴力団排除の動きに対抗するため、その活動をより不透明化させ、元指定暴力団員や、指定暴力団員に対して継続的に又は反復して金品等を贈与し、又は貸与している者(以下「利益供与者」という。)さらには利益供与者がその運営を支配する企業を通じても資金獲得活動を行うようになってきており、こうした者が指定暴力団との関係を巧妙に示しつつ、不当な要求を行う実態がみられるようになってきている。しかし、現行の暴対法においては、準暴力的要求行為が禁止されているのは暴力的要求行為の要求等の禁止に違反して命令を受けた者等の一定の者に限られており、元指定暴力団員や利益供与者等による準暴力的要求行為を十分に抑止できていない。

こうした状況に対処するため、元指定暴力団員や利益供与者等による準暴力的要求行為を禁止する必要がある。

(2) 規制の内容

ア 指定暴力団員は、人が当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等に係る準暴力的要求行為をすることを助けてはならないこととし、違反行為を再発防止命令の対象とする。

イ 次に掲げる者（一の指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者に限る。）が行う準暴力的要求行為を禁止し、中止命令及び再発防止命令の対象とする。

(ア) 指定暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(イ) 利益供与者

(ウ) 暴対法第12条の5第1項各号又は同条第2項第1号に掲げる者若しくは(ア)若しくは(イ)が代表者であり若しくは運営を支配する法人その他の団体の従業者等

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の暴対法第12条の3（準暴力的要求行為の要求等の禁止）、第12条の4（準暴力的要求行為の要求等に対する措置）、第12条の5（準暴力的要求行為の禁止）及び第12条の6（準暴力的要求行為に対する措置）

6 想定される代替案

指定暴力団員による人が準暴力的要求行為をすることを助ける行為及び利益供与者等による準暴力的要求行為に対し、指導・警告等により対処する。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は準暴力的要求行為を助けることができなくなり、また、利益供与者等は準暴力的要求行為をすることができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員等は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により準暴力的要求行為が抑止され、当該準暴力的要求行為により国民に被害が生じることを防止することができるとともに、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不

法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であり、また、利益供与者等は暴力団と極めて近い関係にある者であるところ、任意手段である指導・警告等では、指定暴力団員による人が準暴力的要求行為をすることを助ける行為及び利益供与者等による準暴力的要求行為が十分に抑止されとはいえない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が準暴力的要求行為が抑止され、当該準暴力的要求行為により国民に被害が生じることを防止することができるとともに、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」（座長：川端博明治大学法科大学院教授）において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況及び準暴力的要求行為の実態等を勘案し、本規制によってもなお準暴力的要求行為の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。